

山梨県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定書

山梨県（以下「甲」という。）、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び〇〇〇〇〇〇（以下「丙」という。）は、山梨県災害派遣福祉チーム設置運営要領（以下「要領」という。）第2条に基づき、大規模災害発生時等に支援を行う山梨県災害派遣福祉チーム（以下「山梨DWA T」）という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害時等において甲、乙及び丙が相互に協力し、山梨DWA Tを一般避難所その他災害等の発生時に特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設（以下「一般避難所等」という。）に派遣し、高齢者、障害者、乳幼児その他災害時等に特別な配慮を必要とする者（以下「要配慮者」という。）に対して、福祉支援を行い、要配慮者の福祉の向上及び二次被害の防止を図ることを目的とする。

（活動内容）

第2条 山梨DWA Tの活動は、次のとおりとする。

- （1）スクリーニング等による要配慮者の把握及び福祉的ニーズの把握
- （2）要配慮者の状態の評価（アセスメント）及び関係機関への情報提供や支援のコーディネート等
- （3）一般避難所等における福祉サービスの提供及び福祉環境の整備
- （4）前各号に定めるもののほか必要な福祉支援

（チーム員の登録）

第3条 丙は、自らの団体に加入する施設、事業所等の職員又は個人加入者（以下「協力団体等」という。）のうち、山梨DWA Tへの協力が可能な者について、乙に届け出る。

- 2 乙は丙から届出があった者のうち山梨DWA T登録時研修を修了した者を山梨DWA Tのチーム員として登録する。

（派遣要請）

第4条 甲は、要領第6条に定める派遣基準に基づき、乙に対し、山梨DWA Tの派遣を要請する。

- 2 乙は、前項の要請を受け、丙に対し、山梨DWA Tの構成員の派遣を要請する。
- 3 丙は、前項の要請を受けた場合は、協力団体等と調整を行い、乙に対して速やかに派遣の可否を報告し、派遣が可能なときは、山梨DWA Tの構成員を派遣する。
- 4 乙は、前項の報告に基づき、山梨DWA Tのチーム編成を行い、一般避難所等に派遣する。
- 5 乙は、前項の山梨DWA Tのチーム編成と同時に、甲及び丙に派遣計画を通知する。

（待機要請）

第5条 乙は、要領第6条に定める派遣基準に該当することが見込まれるときは、丙に対し、山梨DWA Tの構成員に派遣待機を要請する。

- 2 乙は、派遣の可能性がないと判断したときは、前項の派遣待機をしている丙に対し、待機の解除を通知する。

